

### 年末年始のごみ・リサイクル・し尿収集日程

ごみ収集とし尿収集は、12月31日(木)から1月3日(日)までは行いません。生ごみは水切りを十分して堆肥化するなどに努めてください。

※ごみ・リサイクル年間カレンダーを確認してください

収集区域	12月 (最後の収集)		1月 (最初の収集)		1月 収集変更日
	燃える	燃えない	燃える	燃えない	燃える
<b>ごみ</b> 月・木曜地区 一、二小、緑ヶ丘小(旧四小)、有明小、平井小、緑ヶ丘小(旧緑ヶ丘小)	29日 (水)	15日 (水)	4日 (火)	19日 (水)	11日 (火)
<b>み</b> 火・金曜地区 三小、中央小、桜山小、八幡小、本小、清里小	30日 (木)	22日 (水)	5日 (水)	26日 (水)	12日 (水)

●年末にごみ(燃えるごみ・燃えないごみ)を自身で施設に持ち込む場合は、12月30日(木)の午後3時までです  
●1月のごみ収集日の変更にご注意ください  
1月10日(月)の燃えるごみの収集と、1月5日(水)・12日(水)の燃えないごみ収集はありません。

リサイクル	年末の持ち込み	資源ごみを自身でリサイクルセンターに持ち込む場合は、12月30日(木)の正午までです
	1月の変更	※中央小リサイクルは1月4日(火)に変更です。一、小リサイクルは通常通り10日(月)です。

し尿	年末(最後の収集)	12月29日(水)まで12月の定期収集です
	事前振替収集	12月30日(木)に1月の汲み取り地区を収集します
	年始(最初の収集)	1月4日(火)から通常通り定期収集します

環境保全課 ☎ 63-1370

リレーセンター東宮内 ☎ 62-0647

### 農業委員会委員選挙人名簿作成のための申請をお忘れなく!

市選挙管理委員会では、平成23年1月1日現在で、農業に携わっている皆さんの申請に基づいて「農業委員会選挙人名簿」を作成します。選挙権がある人は次のとおり申請してください。

●**選挙権がある人** 本市に居住し、平成3年4月1日

以前に生まれた人(国籍は問わない)で、10アール以上の農地を耕作している人およびその同居の親族または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

●**申請方法** 前年の名簿に登載されている世帯には、行政協力員を通じて申請書が配付されます。現在も農業に携わっている人は、1月1日現在の状況を記入のうえ、関係行政協力員宅に提出してください。

※今年から農業を行い、新たに申請する人は、申請書に関係行政協力員宅や市選挙管理委員会に用意していますので、お受け取りください。

●**申請期限** 平成23年1月7日(金) ※期日厳守  
●**提出先** 行政協力員を経由して市選挙管理委員会へ  
なお、申請期日が年末年始にかかりますので、忘れないようご注意ください。  
問 農業委員会 ☎ 63・1459

### 有明広域事務組合入札参加資格審査申請書を提出してください

平成23・24年度の有明広域行政事務組合建設工事などの入札に参加を希望する人は、次のとおり「建設工事入札参加資格審査申請書」を受け付けます。

- **受付期間** 平成23年1月4日(火)から随時受付(土・日・祝日を除く)
- **有効期間** 平成23年4月1日～平成25年3月31日の2年間
- **書類様式** 国土交通省統一様式「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」

- 【添付書類】 ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 ② 工事経歴書 ③ 営業所一覧表 ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し) ⑤ 建設業許可証明書(写し) ⑥ 商業登記簿謄本(法人) または身元証明書(個人) (写し) ⑦ 納税証明書(国・県・市町村) (写し) ⑧ 印鑑証明書(原本) ⑨ 使用印鑑届(原本) ⑩ 技術者一覧表および名簿

または経歴書 ⑪ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写し) ⑫ 労災保険支払証明書(完納証明および未納がない証明)(写し) ⑬ 郵送時のみ受付票および返信用封筒またははがき ⑭ 委任する場合委任状

- **提出方法** 1部提出(A4ファイル綴じで、綴じ具とも焼却可能なもの)、持参・郵送いずれも可
- **提出場所** 〒865-0005 熊本県玉名市玉名2157番地32 有明広域行政事務組合 総務課
- 有明広域行政事務組合 ☎ 72・5885

### 少年指導センター ヤングテレホンあらか

☎ 66-2214  
★学校や友だち、家庭や子どものこと... 困ったことがあったら、ひとりで悩まないで!ぜひ気軽に相談してください★  
●**相談時間**  
月～金曜(祝日を除く)  
午前9時～午後5時まで  
あなたの秘密は守ります

## 平成23年度償却資産を申告してください

償却資産とは、工場・商店・農業・漁業・サービス業などの事業を営んでいる会社や個人が、その事業のために所有している、土地や建物以外の事業用資産をいい、これらにも固定資産税が課税されます(※)。この償却資産については、土地や建物で実施される不動産登記のような公示制度がないため、地方税法第383条(固定資産の申告)により、事業用償却資産を所有している人に対して償却資産の申告が義務付けられています。申告期限までに償却資産の申告をお願いします。

平成23年度申告分から、エルタックスを利用した電子申告の受付ができるようになりました。詳しくは12月1日号の広報をご覧ください。

● **申告が必要な人** 工場・商店・農業・漁業・サービス業などの事業を営んでいる会社や個人で、平成23年1月1日現在事業用の償却資産を所有している人

● **申告すべき資産** 平成23年1月1日現在、荒尾市内に所在する事業用資産(自己の使用のもののほか、他人に貸し付けているものも含む)

● **申告の方法** 1月1日に所有している償却資産の内容を「償却資産申告書」などの所定の様式に記載して提出してください。なお、該当する資産が無い人についてもその旨の申告をお願いします。

※申告に必要な書類については郵送します。申告が必要な人で必要書類が届かない場合は、税務課資産税係までご連絡ください。

● **申告期限** 平成23年1月31日(月)

※申告期限間近になると、受付窓口が大変混雑します。1月21日(金)頃までの申告にご協力ください。

● **申告先** 税務課 資産税係(※) 申告した償却資産の評価計算をした結果、課税標準額の合計が150万円未満の場合、当該償却資産に対して固定資産税は課税されません。

☎ 税務課 ☎ 63・1346

## 税の納期限を電子メールでお知らせします

パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録した人に、電子メール(Eメール)で税の納付期限日(口座振替日)をお知らせします。税金をうっかり納め忘れてしまったという声も聞かれます。口座振替日も納期限と同じ日になっていきますので、ぜひご利用ください。メール配信は、年11回の納期限のお知らせと、住民税の申告や固定資産税の縦覧など税に関する情報などを含め情報提供を行う予定です。

● **対象税目** 市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)

● **利用できる人** 納付義務の有無にかかわらずごなたでも利用できます。(登録された人のみに配信します)

● **配信日時** 納期限3日前(金融機関の営業日)に市役所が開庁している時間に配信します。(例…月曜日が納期限であれば、前の週の水曜日に配信します)

● **費用** メール配信サービスは無料。ただし、メールの受信やインターネット接続に伴う費用は利用者の負担です。

● **登録方法** ①次のアドレスに接続し、登録画面に自分のメールアドレスを入力し送信ボタンを押します。

パソコン用 <http://ai-jo.net/Community/index.php>  
 携帯電話用 <http://ai-jo.net/Community/mobile/>



▶ 携帯電話からは右の二次元バーコードでも接続できます。

② 折り返し、仮登録が完了したというメールが送られてきます。

③ メール案内に従い24時間以内に本登録を行います。本登録の際、いくつかあるカテゴリーから「納期限等」を選択してください。

● **個人情報** 通信事業者は、メールアドレスのみを把握します。荒尾市および通信

事業者はこの誰という個人の特定はできませんので安心してご利用ください。

☎ **【税関連】**  
 税務課 ☎ 63・1329

【システム関連】

政策企画課 ☎ 63・1294

## 平成22年度 荒尾・玉名地域市町・県合同公売会開催!

県と玉名地域振興局管内の市町では、差押えた財産の公売会を合同で開催します。

● **日時** 平成23年1月12日(水) 午前8時30分開場

● **会場** 熊本県玉名総合庁舎4階大会議室

● **公売物件** 約100点

● **持参する物** ①印鑑(認印で可。法人の場合は代表者印)②購入代金(入札金額)

③本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

④委任状(代理人が入札する場合)

※公売前に滞納税が完納された場合などは公売中止になることがあります。

☎ 収納課 ☎ 63・1362